

1

普通終身保険(R07)／普通終身保険(R07)(低解約返戻金型) 新ながいきくん(定額型) 新ながいきくん(定額型)(低解約返戻金プラン)

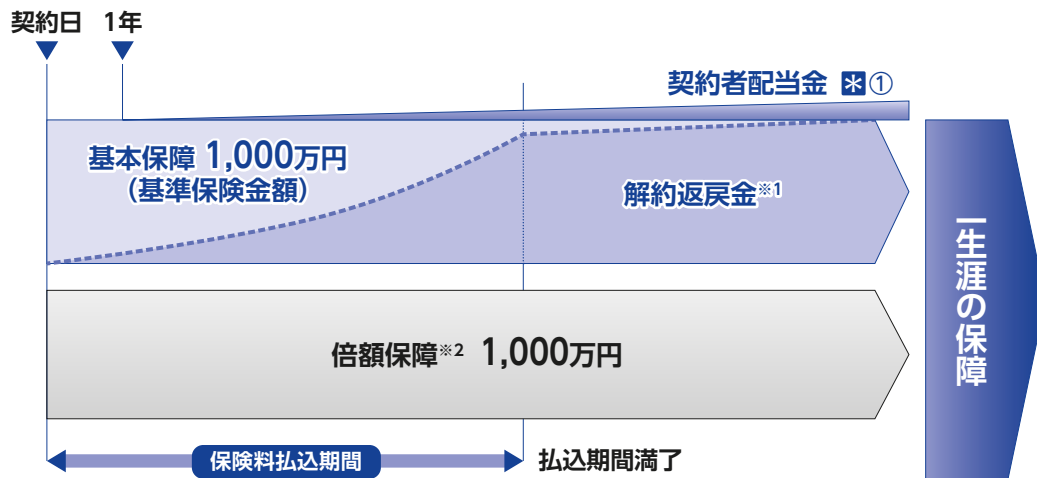
契約の目的	●一生涯にわたって、万が一の保障(死亡保障)に備えたシンプルな保険です。
商品の特長 ※①	●被保険者が死亡したとき ⇒「死亡保険金」 ●「各種特約」※②を付加することで、より充実した保障を準備できます。

※①しおり41P参照…「基本契約の保障内容」

※②しおり46P参照…「特約の保障内容」

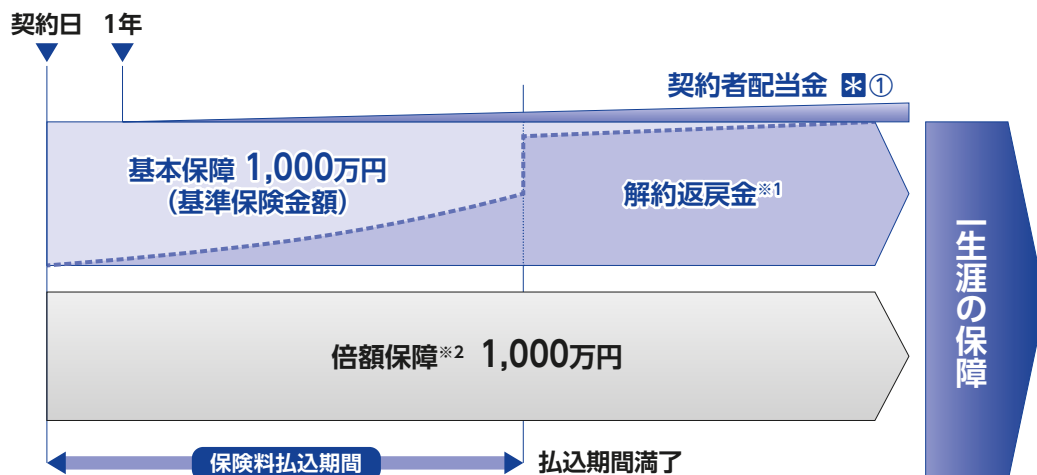
新ながいきくん(定額型)

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



新ながいきくん(定額型)(低解約返戻金プラン)

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



※1 解約返戻金の違いについて

○契約を解約した場合、死亡保険金を支払うために積み立てている積立金(責任準備金)から保険契約の成立や維持するための必要経費などを差し引いた金額を解約返戻金として支払いますが、定額型終身保険(R07)(低解約返戻金型)は保険料払込期間満了前の解約返戻金の水準を低くしています。保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、定額型終身保険(R07)と同額となります。

※2 倍額保障(保険金の倍額支払)

○被保険者が、「不慮の事故」でのケガを直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、または「当社所定の感染症」を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金のほかに、これと「同額の保険金」を死亡保険金受取人に支払います。

(注)保障は保障(責任)開始の日※②から開始します。

※①しおり86P参照…「契約者配当金」

※②しおり14P参照…「契約の保障(責任)の開始と契約日」

2

普通終身保険(R07)／普通終身保険(R07)(低解約返戻金型) 新ながいきくん(ばらんす型2倍) 新ながいきくん(ばらんす型2倍)(低解約返戻金プラン)

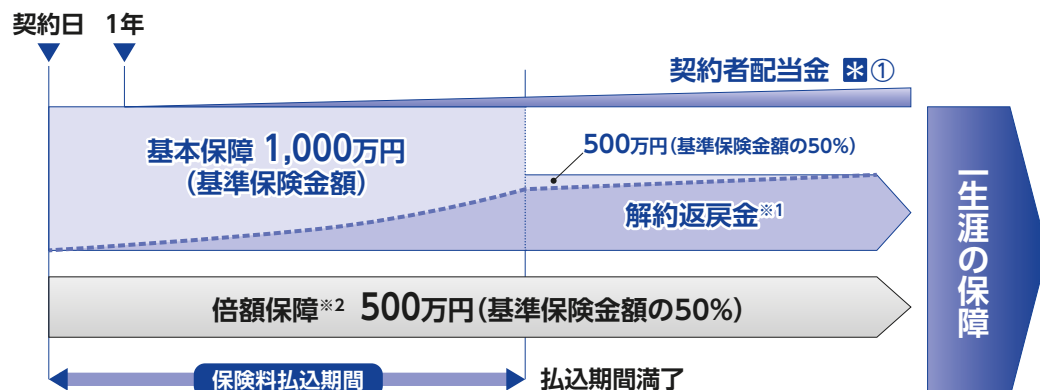
契約の目的	●一生涯にわたって、万が一の保障(死亡保障)に備える保険です。 ●一定の期間、万が一の保障をより充実させることができます。				
商品の特長 ※①	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="454 763 911 860">被保険者が保険料の払込期間の満了前に死亡したとき</td><td data-bbox="911 763 1404 860">死亡保険金(基準保険金額)</td></tr> <tr> <td data-bbox="454 860 911 956">被保険者が保険料の払込期間の満了後に死亡したとき</td><td data-bbox="911 860 1404 956">死亡保険金(基準保険金額の50%)</td></tr> </table> ●「各種特約」※②を付加することで、より充実した保障を準備できます。	被保険者が保険料の払込期間の 満了前 に死亡したとき	死亡保険金(基準保険金額)	被保険者が保険料の払込期間の 満了後 に死亡したとき	死亡保険金(基準保険金額の50%)
被保険者が保険料の払込期間の 満了前 に死亡したとき	死亡保険金(基準保険金額)				
被保険者が保険料の払込期間の 満了後 に死亡したとき	死亡保険金(基準保険金額の50%)				

※①しおり42P参照…「基本契約の保障内容」

※②しおり46P参照…「特約の保障内容」

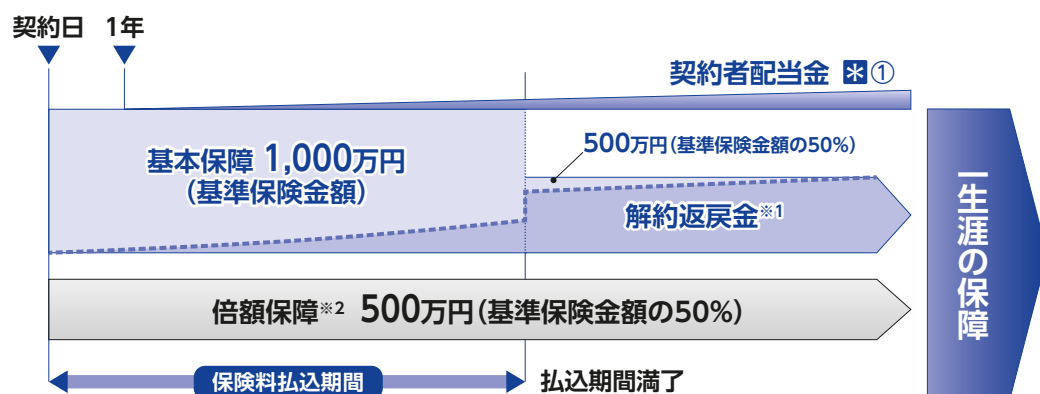
新ながいきくん(ばらんす型2倍)

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



新ながいきくん(ばらんす型2倍) (低解約返戻金プラン)

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



※1 解約返戻金の違いについて

○契約を解約した場合、死亡保険金を支払うために積み立てている積立金(責任準備金)から保険契約の成立や維持するための必要経費などを差し引いた金額を解約返戻金として支払いますが、2倍型終身保険(R07)(低解約返戻金型)は保険料払込期間満了前の解約返戻金の水準を低くしています。保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、2倍型終身保険(R07)と同額となります。

※2 倍額保障(保険金の倍額支払)

○被保険者が、「不慮の事故」でのケガを直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、または「当社所定の感染症」を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金のほかに、「保険料払込期間が満了した後に支払う死亡保険金額と同額の保険金」を死亡保険金受取人に支払います。

(注) 保障は保障(責任)開始の日※②から開始します。

※①しおり86P参照…「契約者配当金」

※②しおり14P参照…「契約の保障(責任)の開始と契約日」

3

普通終身保険(R07)／普通終身保険(R07)(低解約返戻金型) 新ながいきくん(ばらんす型5倍) 新ながいきくん(ばらんす型5倍)(低解約返戻金プラン)

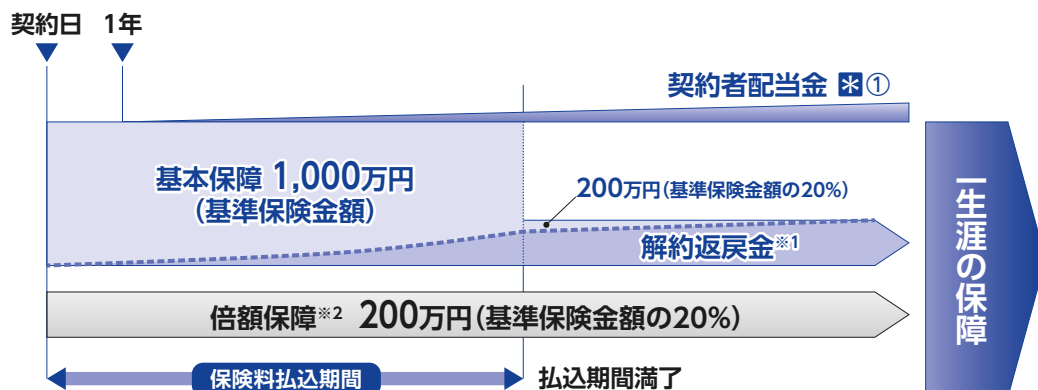
契約の目的	●一生涯にわたって、万が一の保障(死亡保障)に備える保険です。 ●一定の期間、万が一の保障をより充実させることができます。				
商品の特長 ※①	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="454 763 911 860">被保険者が保険料の払込期間の満了前に死亡したとき</td><td data-bbox="911 763 1404 860">死亡保険金(基準保険金額)</td></tr> <tr> <td data-bbox="454 860 911 956">被保険者が保険料の払込期間の満了後に死亡したとき</td><td data-bbox="911 860 1404 956">死亡保険金(基準保険金額の20%)</td></tr> </table> ●「各種特約」※②を付加することで、より充実した保障を準備できます。	被保険者が保険料の払込期間の 満了前 に死亡したとき	死亡保険金(基準保険金額)	被保険者が保険料の払込期間の 満了後 に死亡したとき	死亡保険金(基準保険金額の20%)
被保険者が保険料の払込期間の 満了前 に死亡したとき	死亡保険金(基準保険金額)				
被保険者が保険料の払込期間の 満了後 に死亡したとき	死亡保険金(基準保険金額の20%)				

※①しおり43P参照…「基本契約の保障内容」

※②しおり46P参照…「特約の保障内容」

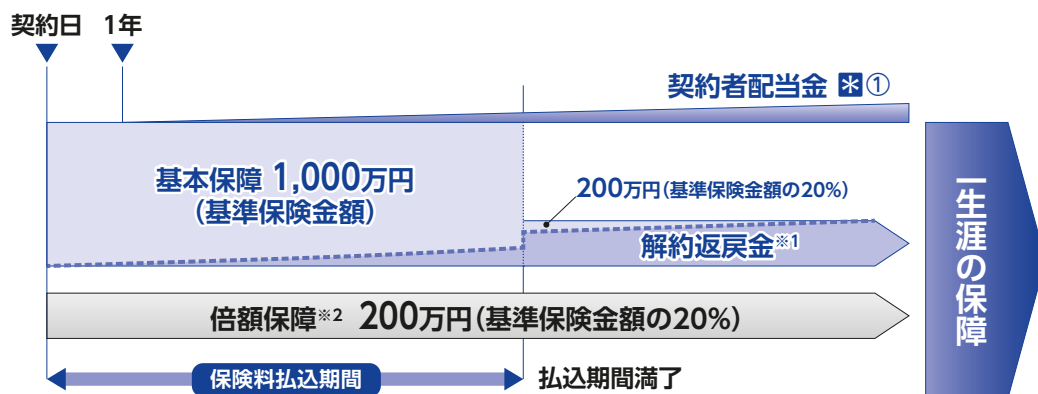
新ながいきくん(ばらんす型5倍)

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



新ながいきくん(ばらんす型5倍) (低解約返戻金プラン)

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



※1 解約返戻金の違いについて

○契約を解約した場合、死亡保険金を支払うために積み立てている積立金(責任準備金)から保険契約の成立や維持するための必要経費などを差し引いた金額を解約返戻金として支払いますが、5倍型終身保険(R07)(低解約返戻金型)は保険料払込期間満了前の解約返戻金の水準を低くしています。保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、5倍型終身保険(R07)と同額となります。

※2 倍額保障(保険金の倍額支払)

○被保険者が、「不慮の事故」でのケガを直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、または「当社所定の感染症」を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金のほかに、「保険料払込期間が満了した後に支払う死亡保険金額と同額の保険金」を死亡保険金受取人に支払います。

(注) 保障は保障(責任)開始の日※②から開始します。

※①しおり86P参照…「契約者配当金」

※②しおり14P参照…「契約の保障(責任)の開始と契約日」

4

特別終身保険(R07)／特別終身保険(R07)(低解約返戻金型) 新ながいきくん(おたのしみ型) 新ながいきくん(おたのしみ型)(低解約返戻金プラン)

契約の目的

- 万が一の保障(死亡保障)と加入後の楽しみ(必要なお金の準備)を兼ね備えた保険です。
- 生存保険金の受け取りがあるので、加入後の楽しみがあります。

商品の特長

*①

- 被保険者の生存中に一定期間が満了したとき
⇒生存保険金
- 被保険者が死亡した場合

被保険者が保険料の払込期間
の満了前に死亡したとき

死亡保険金(基準保険金額)

被保険者が保険料の払込期間
の満了後に死亡したとき

死亡保険金
(保険料の払込期間の満了後の経過期間に応じて基準保険金額の80%、60%、40%、20%)

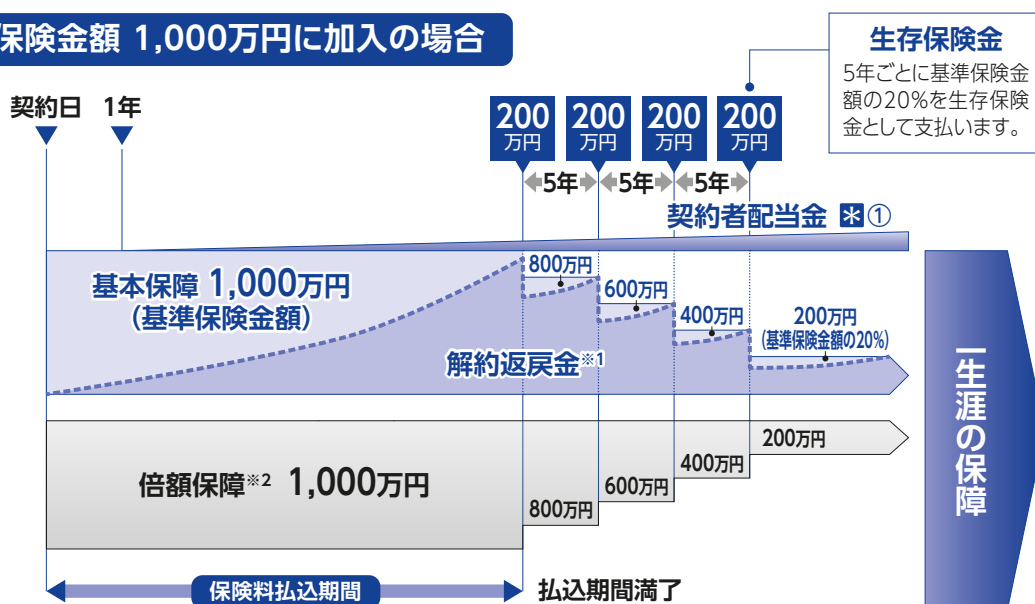
- 「各種特約」*②を付加することで、より充実した保障を準備できます。

*①しおり44P参照…「基本契約の保障内容」

*②しおり46P参照…「特約の保障内容」

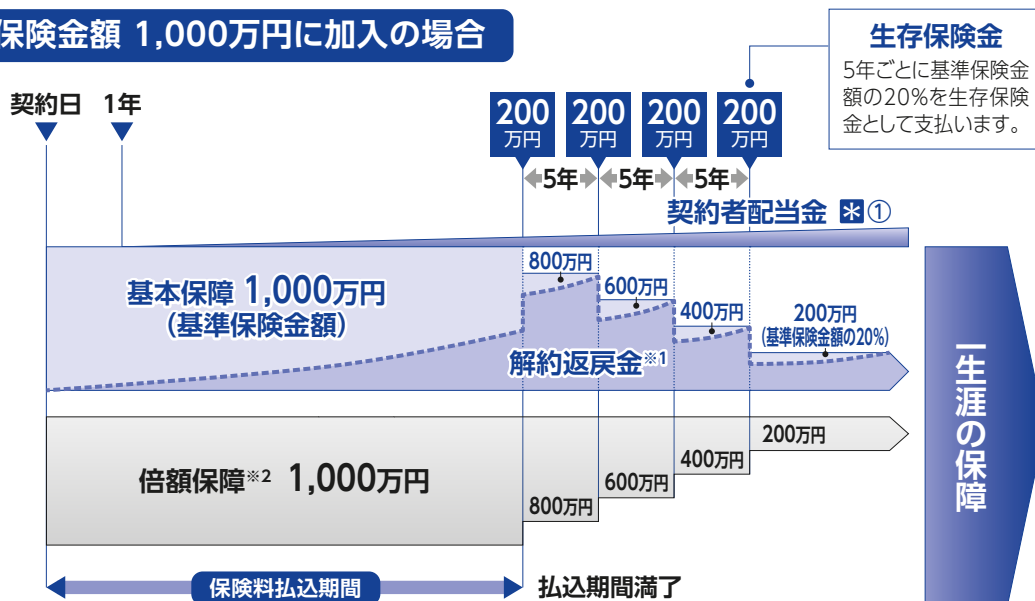
新ながいきくん(おたのしみ型)

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



新ながいきくん(おたのしみ型) (低解約返戻金プラン)

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



※1 解約返戻金の違いについて

○契約を解約した場合、生存保険金および死亡保険金を支払うために積み立てている積立金(責任準備金)から保険契約の成立や維持するための必要経費などを差し引いた金額を解約返戻金として支払いますが、特別終身保険(R07)(低解約返戻金型)は保険料払込期間満了前の解約返戻金の水準を低くしています。保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、特別終身保険(R07)と同額となります。

※2 倍額保障(保険金の倍額支払)

○被保険者が、「不慮の事故」でのケガを直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、または「当社所定の感染症」を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金のほかに、これと「同額の保険金」を死亡保険金受取人に支払います。

(注) 保障は保障(責任)開始の日※②から開始します。

※①しおり86P参照…「契約者配当金」

※②しおり14P参照…「契約の保障(責任)の開始と契約日」

5 低解約返戻金型の場合の各種取り扱いの違い

普通終身保険(R07)(低解約返戻金型)および特別終身保険(R07)(低解約返戻金型)は保険料払込期間満了前の解約返戻金の水準を低くしています。これにより保険料払込期間満了前は、以下のとおり、取り扱いが異なります。

	普通終身保険(R07) 特別終身保険(R07)	普通終身保険(R07)(低解約返戻金型) 特別終身保険(R07)(低解約返戻金型)
保障内容 ※①	死亡保険金 重度障がいによる保険金 保険金の倍額支払(倍額保障) 生存保険金(※)	
解約返戻金 ※②	●解約返戻金の水準を低くしていません	●保険料払込期間満了前の解約返戻金の水準を低くしています ●保険料払込期間満了後は、解約返戻金の水準を低くしていません
契約者貸付制度 ※③	●お取り扱いします ●貸付金の返済に代えて保険金額を減額する場合、保険金の原資となる積立金(責任準備金)から貸付金およびその利息を差し引きます	●お取り扱いします 保険料払込期間満了前は、水準を低くした解約返戻金の一定の範囲内で貸し付けを行うため、貸付可能金額は少なくなります ●貸付金の返済に代えて保険金額を減額する場合、保険金の原資となる積立金(責任準備金)から貸付金およびその利息を差し引きます。なお、保険料払込期間満了前に貸付金の返済に代えて保険金額を減額する場合、保険金の原資となる積立金(責任準備金)の7割から貸付金およびその利息を差し引きます
保険金額の減額変更 ※④	●お取り扱いします	●お取り扱いします 保険料払込期間満了前に減額変更した場合、減額部分についてお受け取りになる返戻金は低くなります
保険料払済契約への変更 ※⑤	●お取り扱いします	●お取り扱いします 保険料払込期間満了前に保険料払済契約に変更した場合、水準を低くした解約返戻金をもとに保険金額を変更します

(※)特別終身保険(R07)、特別終身保険(R07)(低解約返戻金型)に限ります。

※①しおり41P参照…「基本契約の保障内容」

※②しおり・約款参照…「契約の解約と返戻金」(86ページ)、普通終身・特別終身・普通終身(低解約返戻金型)・特別終身(低解約返戻金型)「第32・34条」

※③しおり・約款参照…「契約者貸付制度」(84ページ)、普通終身・特別終身・普通終身(低解約返戻金型)・特別終身(低解約返戻金型)「第38条」

※④約款参照……………普通終身・特別終身・普通終身(低解約返戻金型)・特別終身(低解約返戻金型)「第28条」

※⑤約款参照……………普通終身・特別終身・普通終身(低解約返戻金型)・特別終身(低解約返戻金型)「第29条」

6 無配当先進医療特約（無解約返戻金型）の自動更新

無配当先進医療特約（無解約返戻金型）は保険期間10年の更新型です。この特約の保険期間が満了する場合、当社所定の条件を満たせば、ご契約者から更新しない旨の申し出がない限り、保険期間の満了日の翌日を更新日として自動更新します※①。

●無配当先進医療特約（無解約返戻金型）の自動更新の詳細については、下表のとおりです。

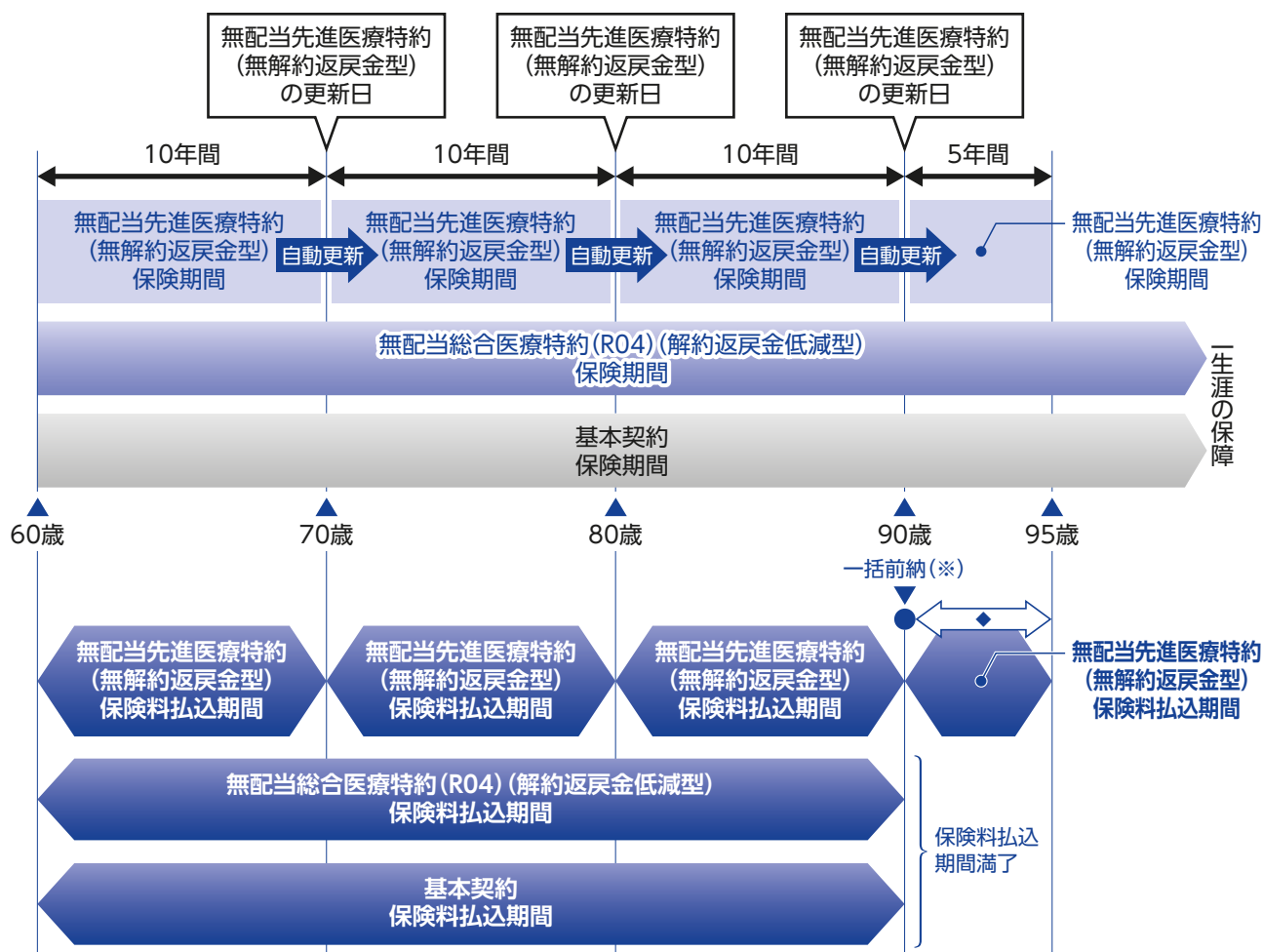
保険期間	●更新後の無配当先進医療特約（無解約返戻金型）の保険期間は10年とします。 ただし、更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が95歳を超えるときは、被保険者の年齢が95歳となる日の前日までの期間となります。
保険料	●更新後の無配当先進医療特約（無解約返戻金型）の第1回特約保険料は、「払込時期」内に基本契約の保険料と合わせて払い込んでください。この特約と合わせて払い込むべき基本契約または他の特約の保険料がないときは、更新後のこの特約の保険料払込期間満了までの特約保険料は一括して前納払込み※②する必要があります。 ●更新後の無配当先進医療特約（無解約返戻金型）の第1回特約保険料の「払込猶予期間」内に特約保険料の払い込みがないときは、「払込猶予期間」の最終日の翌日にこの特約を解除※③します。 ●更新後の無配当先進医療特約（無解約返戻金型）の特約保険料は、更新時の年齢・保険料率によって計算されます。多くの場合、更新後の特約保険料は更新前の特約保険料と異なります。
その他留意点	●更新時に「質問表（告知書）」の提出は不要です（被保険者の健康状態にかかわらず自動更新します。）。 ●無配当先進医療特約（無解約返戻金型）には、更新時におけるこの特約の特約条項が適用されます。 ●更新時に当社が無配当先進医療特約（無解約返戻金型）の付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。ただし、ご契約者からこの特約を更新しない旨の申し出がない限り、この特約に代えて同種の当社所定の他の特約を更新時に付加することがあります。 ●先進医療保険金の支払いなどについては、更新前と更新後の保険期間は継続されたものとみなします。 <例> ○更新前に生じた病気や「不慮の事故」でのケガを原因とする場合、更新前の無配当先進医療特約（無解約返戻金型）の保障（責任）開始時以後に生じていれば、更新後に受けた療養についても先進医療保険金を支払います。 ○先進医療保険金の支払限度は300万円であり、更新前に支払われた先進医療保険金の額も通算します。 ○更新前に無配当先進医療特約（無解約返戻金型）の特約保険料が払込免除となっていた場合は、更新後の特約保険料も払込免除となります。

※①約款参照……………先進（無解返）「第42条」

※②しおり70P参照…「保険料の前納払込み」

※③しおり72P参照…「保険料の払込猶予期間・契約の失効など」

新ながいきくん(定額型)(60歳加入、90歳払込済)



(※)基本契約および無配当総合医療特約(R04)(解約返戻金低減型)の保険料払込期間が満了しているため、上図◆の期間の無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の特約保険料を一括して前納する必要があります。



- 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の自動更新をご希望されない場合は、この特約の保険期間の満了日の2カ月前までにその旨をお申し出ください。
- 契約が失効中のまま、無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の保険期間が満了を迎えた場合、基本契約の保険期間中であっても、無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の更新や復活はできません。